

平成 25 年 8 月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成 25 年 8 月 7 日（水） 午前 9 時 30 分

2 出席委員

三 浦 溥太郎	委員長
齋 藤 道 子	委員長職務代理者
森 武 洋	委員
三 塚 勉	委員
永 妻 和 子	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	渡 辺 大 雄
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
学校教育部長	小田部 英 仁
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	三 浦 昭 夫
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
教科用図書採択検討委員会委員長	中 山 俊 史
教科用図書採択検討委員会特別支援教育専門部会長	菊 池 剛
学校教育部教育指導課指導主事	北 川 貴 章
学校教育部教育指導課指導主事	海 野 功 子
学校教育部支援教育課指導主事	品 田 由 貴

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に森武委員を指名した。

○ 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

本日は、北体育会館で発生しました天井板落下事故について報告させていただきます。

7月27日(土曜日)午後3時10分ごろに北体育会館で、温水プールの天井板が落下する事故が発生してしまいました。落下した天井板は、約6mの高さに設置されていて、1枚当たりの大きさが、縦84cm、横59cm、厚さ16mm、重さ約3kgの物が全部で5枚落下いたしました。当時は営業時間中で、約30人の利用者がいらっしゃいましたが、負傷者はありませんでした。

当該プールについては、直ちに営業を中止し、今後については、原因を究明し、安全が確認されるまでは、営業を中止します。市民の皆様にはご不便をおかけしておりますが、利用される方の安全を第一に考えた上での判断でございます。

さらに詳細については、この後スポーツ課長から報告させていただきます。

(スポーツ課長)

ただいま、教育長から報告がありました北体育会館屋内プールの天井板落下事故についての補足説明をさせていただきます。

落下した天井板は、いわゆる「下り壁」と呼ばれる箇所で、垂直に立った岩綿セラミック系耐湿吸音板です。落下の原因については、本日と明日の予定で、市の工事担当課の立会いのもと、調査の専門家が、原因究明のための調査を行うことにしております。この調査の様子等については、16日(金曜日)に予定されております教育委員会臨時会において報告させていただきたいと予定しております。

なお、北体育会館は、平成元年にオープンしておりますので、開館から約24年が経過していることとなります。

また、教育委員会で所管しております他の室内温水プールについては、天井の構造がこの北体育会館とは規格が異なることや建築年数の関係で、同様の事故が発生する緊急の危険性はほぼ考えにくいことから、営業を中止することはせず、休館日等に念のために点検を行って安全を確認したいと考えております。説明は以上でございます。

(質問なし)

委員長 教科用図書検討委員会委員長、部会長、関係指導主事の出席について提案

(各委員)
異議なし

教科用図書採択検討委員会委員長、部会長、関係指導主事が入場

(三浦委員長)

初めに、議案の審議に入ります前に、本日の教科用図書採択までの流れを確認したいと思います。

各委員におかれましては、既に6月14日から6月27日に横須賀市教育研究所の横須賀地区教科用図書センターで実施されました教科用図書展示会で、教科用図書を閲覧していただいていると存じております。

また、神奈川県教育委員会から送付された「教科用図書調査研究の結果」、教科用図書採択検討委員会が作成した「教科用図書採択一覧表」及び「選定理由書」などの資料についても事前に精査しておられると思います。

つきましては、本日の報告を尊重しつつも、各委員の権限と責任のもとに、厳正な採択をしていくことを改めて確認したいと思います。

続きまして、教育指導課長より、採択基本方針の確認と採択事務全体の経過説明を受けたいと思います。

(教育指導課長)

平成26年度使用教科用図書の採択について、本日に至るまでの経過説明をさせていただきます。

平成25年4月26日に教育委員会定例会が行われ、平成26年度使用教科用図書の採択基本方針を決定いたしました。基本方針は次のとおりでございます。

教科用図書の採択に当たっては、1、公正かつ適正を期し、すぐれたものを採択する。2、児童・生徒及び学校、その他の特性を考慮して採択する。3、教科用図書について、教科用図書採択検討委員会等の調査研究の結果を活用して採択する、の3点です。

6月1日には、教育委員会の諮問に応じ、教科用図書の採択について検討し、答申をしていただく機関である教科用図書採択検討委員会の委員を委嘱し、5日に同検討委員会に対して、平成26年度使用教科用図書に関する検討について諮問をいたしました。

次に、どのような形で教科用図書に関する検討、調査研究を行ったかについてご説明します。

今年度は、高等学校、特別支援学校学級が採択替えですので、検討委員会内にそれぞれの校種ごとに専門的に検討を行う専門部会を設置しました。

また、調査研究、資料の作成、需要数の報告を行うため、教科用図書調査事務局、調査部会及び同事務部会を設置し、小学校、中学校については、採択替えがないため、事務局のみ設置しました。その後、約1カ月余りの間、文部科学省の教科用図書目録に記載された教科書の全てについて、多くの時間を費やし、厳密に調査研究及び検討を行いました。

6月14日から27日までの間には、教育研究所において、市民の皆様にも公開する形で教科書展示会を開催し、166名の方が来場されました。こうした過程を経まして、最終的に平成26年度使用教科用図書についての検討結果をとりまとめるため、7月19日に2回目の検討委員会が開催されました。そこで答申内容が決定され、22日に教育委員会へ答申がなされました。これを受けまして、教育委員会事務局において、本議案を作成したところであります。

なお、各教育委員の皆様には、神奈川県教育委員会から送付された「教科用図書調査研究の結果」と各教科の比較検討結果等を事前にお手元にお届けし、それぞれの教科書の実情等をご検討いただきましてきたところでございます。

本日は、教科用図書採択検討委員会、中山委員長より、先ほど申し上げた経過を踏まえ、教科書採択についての説明がございました。ご質問等がありましたらいただきたいと思っておりますが、内容によりましては、各担当等よりお答え申し上げたいと思っております。

また、高等学校については、新規に選定する科目の教科書、また、特別支援教育に関しては、一部ではございますが、一般図書を前に並べてございますので、必要があれば、お申し付けいただきたいと思っております。

それでは、ご審議よろしく願いいたします。

(森武委員)

1点質問させてください。ただいまご説明のございました、「教科用図書調査研究の結果」ということで、我々の手元にも届いているのですけれども、こちらのほう、今のご説明では神奈川県より送付されたというご説明でしたけれども、この結果を見ますと、神奈川県教育委員会と横須賀市教育委員会の連名で作成されたという形になっています。このあたり、どういう経緯でこの2者が連名になっているのかについて、もう少しご説明いただけますでしょうか。

(教育指導課長)

この「教科用図書調査研究の結果」というものは、教科書選定の際に各学校が参考資料とするために、設置者が作成するということになっております。それぞれの所管の高校から委員を選出して、そして、調査に当たっているというのが現在のやり方です。

横須賀もこれまで平成23年度使用のところまで、単独で進めておりましたが、1校しか高等学校がないということもあり、市の調査というものと学校で行う調査というものが混在してしまうところがあったり、あるいは先生方への負担が大きく、全部の教科書を調査というか、データをつくらなければならないという理由で、神奈川県と共同で作成することとし、進めてまいりました。

(森武委員)

そうしますと、県が作成されたものが送付されたというのではなく、おそらく県が大部分を作成されているかもしれませんが、一応共同調査の結果ということで、この結果を利用しているという理解でよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

そのとおりでございます。

(森武委員)

わかりました。

(三浦委員長)

ありがとうございます。

先ほど私が申し上げました内容を修正させていただきます。先ほどの説明で申し上げました「神奈川県教育委員会から送付された教科用図書調査研究の結果」については、「神奈川県教育委員会と横須賀市教育委員会の両方で検討した教科用図書調査研究の結果」ということでご理解いただければと思います。

続きまして、採択の方法ですが、各議案の審議に際し、教科用図書採択検討委員会部会を設置している高等学校、特別支援教育諸学校につきましては、教科用図書採択検討委員会委員長または部会長より検討の経過に対する説明を受けたいと思います。

続いて、提出された議案に対し、所管である教育指導課長より提案説明をいただきます。

そして、議案に上げられた教科用図書のほかに、委員の皆様から推薦がないかご意見を伺った上で審議に入り、採択候補の決定を行っていきたくと思いま

す。

以上、本日の採択方法についてご異議はございませんでしょうか。

(各委員)

異議なし

日程第1 議案第43号『平成26年度使用小学校教科用図書の採択について』

日程第2 議案第44号『平成26年度使用中学校教科用図書の採択について』

委員長 一括して議題とすることを宣言

(教育指導課長)

議案第43号「平成26年度使用小学校教科用図書の採択について」及び議案第44号「平成26年度使用中学校教科用図書の採択について」、あわせてご説明いたします。

小学校教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第14条の規定に基づき、採択替えが本年度はございませんので、平成22年度採択のものと同じのものを採択するもの。

また、中学校教科用図書についても、同規定に基づき、採択替えが本年度はございませんので、平成23年度採択のものと同じのものを採択するもの。

採択する小学校及び中学校教科用図書は、それぞれ記載のとおりでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(三浦委員長)

ただいまの説明にありましたように、小学校は平成22年度に、中学校は平成23年度に採択替えをしておりますので、平成26年度に使用する教科用図書は同一の教科用図書を採択することになります。

それでは、議案第43号、44号について、質問がありましたらお願いいたします。

(三塚委員)

確認をさせてください。小学校と特別支援学級の検定本と中学校の特別支援学級の検定本については、この採択に含めるという確認でよろしいでしょうか。

(教育指導課長)

この小学校及び中学校の中に入れてというふうに考えております。

(三塚委員)

そうすると、特別支援学校のろう学校の小学部、中学部、それから、養護学校の小学部あたりの扱いについては同じ、同様と考えてよろしいでしょうか。

(支援教育課長)

ろう学校、養護学校につきましては、それは特別支援学校のことでございますので、ろう学校、養護学校につきましては、それぞれ別の作業ですので、小中学校とは一括ではないということになります。

(三塚委員)

わかりました。

質問・討論なく、採決の結果、議案第 43 号及び議案第 44 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第 3 議案第 45 号『平成 26 年度使用高等学校教科用図書の採択について』

委員長 議題とすることを宣言

(三浦委員長)

審議に入る前に教科用図書採択検討委員会委員長より検討の経過に対する説明を求めたいと思います。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

高等学校の教科書採択につきまして、これまでの経緯、説明及び答申の内容をご説明させていただきます。

本日に至るまで、採択検討委員会を 2 回実施いたしました。第 1 回は 6 月 5 日に開催し、基本方針、調査方法確認を行いました。そして、調査部会による十分な調査により作成された「教科用図書採択選定理由書」に基づき、第 2 回採択検討委員会を 7 月 19 日に実施し、種目ごとに原案検討を行いました。

今年度の採択検討委員会では、次年度、主として 1、2 年次生が使用する新課程用の教科書と、主として 3 年次生以降が使用する旧課程用の教科書を選定いたしました。

委員会は、学識経験者、保護者代表、教育関係者を含め構成され、調査部会による調査結果を慎重に審議し、本日に至っております。

続きまして、答申内容についてご報告いたします。

全日制課程につきましては、新課程用の 13 教科 45 種目 524 冊、旧課程用の 11 教科 30 種目 386 冊、総数 910 冊を調査し、109 冊を原案として答申をいたします。定時制課程につきましては、新課程用の 11 教科 23 種目 327 冊、旧課程用の 10 教科 15 種目 237 冊、総数 564 冊を調査し、44 冊を原案として答申いたします。

全体的な傾向といたしましては、全日制課程については、多様なニーズを持っている総合学科の生徒たちに適したものを選んでいきます。

また、定時制課程につきましては、生徒の実態に応じて、理解や定着しやすいものを選びました。

以上、答申内容の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(三浦委員長)

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(教育指導課長)

議案第 45 号「平成 26 年度使用高等学校教科用図書の採択について」ご説明いたします。

高等学校教科用図書については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 6 号の規定に基づき採択するものです。

教科用図書調査事務局の高等学校の調査部会で、高等学校用教科用目録に記載された検定本、著作本について調査研究を行いました。その結果を受けて、教科用図書採択検討委員会において、検討、審議し、答申をいただきました。

その答申に基づき、教育委員会事務局において作成したものがお手元にある議案でございます。少し補足説明させていただきますが、今年度入学した 1 年次生からは、新学習指導要領に基づいて編集された教科書を使用しているため、平成 26 年度は、1、2 年次生で新学習指導要領に基づいて編集された教科書、3 年次生以上で旧学習指導要領に基づいて編集された教科書を使用することになります。

次年度は、新課程の生徒が増える分、今回の採択に当たり、新課程用の教科書が多く選定されております。また、数学と理科に関しては、平成 24 年度より新学習指導要領が先行実施となっておりますので、3 年次生も新学習指導要領に基づいて編集された教科書を使用することになります。

お手元の「教科用図書一覧表」で網掛けをしてあるもの、教科書番号で 300

番台のものが新学習指導要領に基づいて編集された教科書となっています。

また、表の右端の継続新規の欄ですが、昨年度も採択しているものが継続、今年度、新たに選定したものが新規となっています。

網掛けの教科書で新規となっているものは主として新課程になって、新しく設置された科目で、網掛けのない教科書で新規となっているものは現在使用中の教科書が廃版になってしまったなどの事情により、現在使用している旧課程の教科書を変更するものとなっています。

よろしくご審議をお願いいたします。

(三浦委員長)

高等学校につきましては、教科数の関係から、横須賀総合高等学校の全日制課程及び定時制課程の教科用図書の採択一覧が議案として提出されております。つきましては審議は全教科一括で行いたいと思います。

なお、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科書がある場合には、その教科について審議及び採決を区分して行いたいと思いますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(三浦委員長)

それでは審議は一括とし、ほかに採択候補がある場合には、その教科は区分して審議することといたします。

教科用図書採択検討委員会委員長の説明及び教育指導課長からの説明について、質問はありますでしょうか。

(齋藤委員)

「教科用図書採択選定理由書」のこの書類の書き方なのですが、大変な作業をやっていただいて、本当に御苦労さまでございました。これの書き方、例えばその選定理由の中で、科目によっては、全何十冊の中からこういう理由で選びましたと書いてある教科と、全体が一体何冊あるのかわからないまま、こういう理由でこれを選びましたというのもあり、教科ごとに異なるのですが、その辺はもう教科ごとにお任せになったということですのでよろしいのでしょうか。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

できるだけ記載については統一するように心がけてはいたのですがけれども、

結果として、そういった部分が出てしまいまして、今後はできるだけ各教科で統一する方向で処理できるようにしていきたいということで、大変申し訳ございません。

(齋藤委員)

こちらとしては、やはり何冊の中からというのがあったほうが、全体像が見える形なので、ありがたいです。それから、同じようなことなのですが、たくさんの中から候補本を何冊に絞ってという段階を踏んでいる科目と、踏んでいないのか、踏んでいるのかがわからない表記もあるのですが、全体としては、一応全体の中から候補本を何冊かにして、そこから選んだというプロセスを経ているのがほとんどなのでしょうか。ただ書類上に出てこないだけなのかどうかはわかりませんが。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

それぞれの教科、科目によって、若干違いはあるかというふうに思いますが、候補本の冊数が少ないものについては、やはり幾つかに絞り込まないで、圧倒的にそれがよかったということであれば、そのままストレートに出てきているものもあるかというふうに思いますが、ただ、冊数の多いものについては、やはり幾つか、それぞれの良さがある中では、それぞれの良さを引っ張ってきた中で、最終的にこちらのものという形で決めている形のものが多いかと思しますので、その辺もご指摘いただきましたので、できるだけわかるような形で表記の工夫をしていきたいと思っております。

(森武委員)

まず、検討委員会での審議の流れについてお伺いしたいのですが、今回いただいております資料の中に「教科用図書採択選定理由書」というものがあるのですが、これは検討委員会で審議される段階で、それとは別に設置されている調査部会のほうで、この理由書というのが上がってきたものをベースにされているのか、あるいは審議する過程の中でこの理由書が出てきているのか、そのあたりについて、ちょっとまずご説明いただけますでしょうか。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

検討委員会につきましては、基本的にはそれぞれの、今年度で言えば、高等学校部会と特別支援教育部会ですが、2つの部会の中で精査されてきたものが検討委員会の中に上がってきて、上がってきた段階のものを、それぞれの部会の中で審議されているという状況を確認した程度になっています。した

がって、具体的な教科書の中身についての議論については、それぞれ部会が行ってきたというのが、今年度の実態ということになります。

(森武委員)

もう一度確認なのですが、教科用図書採択検討委員会は全体なので、とりまとめということよくわかりました。それで、部会のほうなのですが、そうしますと、この資料は部会に議論されるときに、もう既にあったものなのか、部会で審議した結果、この資料が出てきたのか、それはどちらなのでしょう。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

部会で検討するときに、既に資料としてあったものでございます。

(森武委員)

そうしますと、この資料は検討委員会部会の外側の調査、別の組織の調査部会がつくられたものを、検討委員会の中の部会で審議されて、この内容で問題がないということを確認されて、ある意味、部会の責任として、この理由書をつけておられるという認識でよろしいのでしょうか。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

そのとおりでございます。一部、若干記載事項の間違ひはあっても、これについては部会の中で確認をして、変更した部分はありますけれども、基本的には調査部会が出されたものを、検討委員会として、検討委員会が認める形で、よろしいだろうということで資料として提出させていただいております。

(森武委員)

何が言いたかったかといいますと、今年度から採択の方法が少し変わっているということで、調査部会と言われているものは、今回から検討委員会の外側ということで、検討委員会の中に入っていないというふうになっていると思います。それで、今、検討委員長の方から説明があったとおり、検討委員会、高等学校の部会でこの理由書を見られて、一部直されたりして、認められたということであれば、この調査委員のお名前が入っているところは、調査委員というのは、検討委員会のメンバーではないので、検討委員会の責任、部会の責任で出されているのであれば、この名前のところは検討委員会名でいいか、あるいは部会長名でいいのかなと思いますので、そのあたり、今年は構わないですけれども、来年以降、ご検討いただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

(教育指導課長)

森武委員がおっしゃるとおりと考えておりますので、もう一度検討し、来年度に生かしてまいりたいと思います。

(三塚委員)

今の森武委員のところにかかわっているのですが、調査委員が示されていて、結構、高校で臨任の方が何人かいらっしゃる。だから、その調査委員を選定する場合に、今までも臨任の方がいらっしゃったと思うのですが、恐らくそれぞれの教科の中では、いろんな先生がいらっしゃいますから、いろいろ意見が出てきたものを、その人がまとめるというまとめ役だろうというふうに思うんですが、市教委として臨任の方に任せていいという方向なのか、その辺のところをちょっとお聞きしたいんですけれども。

(教育指導課長)

教科用図書を検討していくというところで、調査をしていただくためには、個人的な意見ということではなくて、それぞれの種目、あるいは教科等でいろいろ検討していくということになっております。その中で、臨任で調査委員になるということも、教科によっては、もしかしたら起こり得るかもしれませんが、その点については、学校側と検討しながら見ていくということになると考えます。

(三塚委員)

何年間も臨任をやられている方とか、あるいはこれからも、高校のほうでは再任用でおられる方もいらっしゃると思います。だから、いろんな方がその調査委員になる可能性はあるわけですが、今年の場合には余りにも臨任で調査の経験のない方が大変な教科を背負っているという状況があると思います。それは教科の問題として捉えればそれでいいのですけれども、やはりその辺は事前にきちっと指導すべきだろうというふうに私は思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。その辺の調査委員については、市教育委員会としては何もタッチはしないという状況でよろしいのでしょうか。

(教育指導課長)

どの方に調査をしていただくかについては、先ほども申し上げたとおり、学校と相談しながら、こちらがお願いするということになります。その部分について、しっかり確認しながら、適任者をと考えております。

(森武委員)

中身のところで、少し細くなるかもしれないですけども、教えていただければと思います。この議案の一覧表の、3ページの一番最初、わかりやすいので、その例で質問させていただきたいと思うんですけども、番号の1番、2番、「国語総合」ということで、これは新課程と旧課程がそれぞれあるということで、同じ科目について、当然教科書がかわってきているということで、いいと思うんですけども、この例えば「国語総合」、旧課程の「国語総合」というのが、3年次、3年生しか最後は残っていないので、継続になっているのですけれども、これは本来旧課程では、何年生で履修する科目なのでしょうか。

(北川指導主事)

旧課程の「国語総合」に関しては、本来は1年次で履修をすることになっています。

(森武委員)

そうしますと、今度は新課程のほうの「国語総合」で、使用年次1年と書いてあるのですけれども、これは旧課程で例えば1年生でとれなかったから、3年生でとっているというのが認められているのであれば、新課程のほう、1年でとれなかったから、2年生でとるということは想定されていないのでしょうか。

(北川指導主事)

今回の記載についてなのですが、旧課程を除いては、再履修分については記載をしていません。再履修を全て記載してしまうと、本来、何年次でとるのかというのがわからなくなってしまいます。

具体的に申し上げますと、議案の9ページ、定時制の「国語総合」の欄をごらんいただきますと、使用年次が「1 2」になっています。定時制は4単位の「国語総合」を2単位ずつ1年と2年に分けてとっているのです。全日制のほうで再履修を受け入れてしまうと、本来、どの年次にやるのかわからなくなってしまいますので、必履修科目の再履修に関しては、記載をしていないという書き方になっています。

(森武委員)

わかりました。理由はわかったのですけれども、そうしますと、今のご説明で1つわかったのは、例えば9ページの使用年次が「1 2」と書かれている

のは、1年、2年で両方使うと。ちょっと話は変わりますが、例えば4ページの「物理基礎」と「化学基礎」のところで「2・3」と書かれているのは、これは2年または3年で使うという多分使い分けをされていると思います。

それで、3年生のほうはほとんど再履修のものと、本来3年生のものがあるということになると思うのですが、そうしますと、その区別がつかなくなるので、もう少し、例えば括弧書きにするとか、再履修のみで旧課程でどうしてもこういうふうには書かないといけないものは括弧書きにするとかということになると、全てのパターンが全部分類されるので、物すごくわかりやすかったんです。これを全体的に見ますと、物すごく混乱してしまったので、今の説明でわかりましたけれども、3年次の、特に新課程の1、2年と同じような科目が並んでいるものは再履修という認識でよろしいわけでしょうか。

(北川指導主事)

そのとおりでございます。使用年次のところの間にポツが入ってしまっているのは、こちらのほうでミスをしてしまったというか、本来スペースであるものと同じで、これは2年次と3年次が両方選択できるという、選択科目でありますので、2年次生、3年次生が時間割りの中から選択ができるということでございます。

(森武委員)

そうしますと、これはわざと選択できるものは「2・3」にされていて、例えば定時制のように、4単位を1年でできないので、1年と2年で両方とらないといけないというものは、スペースという使い分けをされているわけではないのですか。

(北川指導主事)

申し訳ございません。そのとおりです。「2・3」と書いてあるものは、2、3年次が選択できるもの、もしくは「1・2」となっているものは、1、2年次で選択をするものということで、使い分けて使っているわけではございません。

(森武委員)

一番最初に、定時制の国語の話は4単位なので、1年ではできないから、これは国語総合の定時制に関しては、1年と2年で両方とるんだという説明だと理解したのですが、それは間違いはないのでしょうか。

(北川指導主事)

そうです。

(森武委員)

それで、今度、全日制の「化学基礎」とか「生物基礎」というのは、2年または3年なので、ポツをつけられているということで、これは使い分けをされているということによろしいのではないですか。

(北川指導主事)

本来、もともと設置されている年次を今回の表に記載しておりますので、必修科目で、例えば先ほどの「国語総合」でしたら、1、2年でもともと履修することになっています。それから、この「2・3」というのは、もともと2、3年次の生徒がとれることになっているという科目でございます。選択科目で2年次、3年次の生徒が両方とることができるものです。

(三塚委員)

今の部分については、学校要覧を私たちにいただきたいというふうをお願いをしておいたのですね。これを見ますと、今年はすごくいい作りになっていて、1年次、2年次、3年次がそれぞれどういうふうに履修するかということが、森武委員が今、疑問に思われているものは、全てここに網羅されていると思うんですよ。これがあって、採択の場合に、この辺の調べてきたのが生きてくるわけですよ。ただ、これを見ただけではわからないんです、はっきり。私自身もどういうふうに、どう変わったかというのがわからないんですね。ですから、事前に我々にこれを配付してほしいという要望を出したんだけど、ちょっと間に合わなかったということです。

(森武委員)

すみません、それで結論としては、ポツは意味がなかったということなのですか。ポツは意味があるのですよね。

(北川指導主事)

間にポツを打ったというのは、特にルールに基づいて、打ったものではないということでございます。

(三浦委員長)

最初のご説明ですと、ポツのないものは各学年で分けてやるというご説明で

したよね。

(教育指導課長)

今、申し上げた最初の国語というところでは、1、2年生が1年次で2単位、2年次で2単位という形で分けてとるもの。それから、もう一つ、質問の中では、「2・3」となっている、こちらの全日制のほうで書いたものについては、そういう形ではなくて、2年次でも、3年次でもとれるという意味ということで、たまたまそのとき、そういう説明をさせていただきましたけれども、それに、そういうルールにのっとって、つくっていただくということを、今回、議案として出し切れなかったということが正直なところございます。今、ご指摘いただいた使用年次については、どのようなルールで学年を書いていったらいいかということをしかり決めまして、来年度、それがわかるような説明もお付けした上で、議案として出してまいりたいというふうに思います。申し訳ありません。

(森武委員)

ちょっと別の質問を次にお願いたします。全日制のほうの理科の4ページなのですけれども、例えば33番から40番までであると思うんですけれども、「物理基礎」と「物理」、あるいは「化学基礎」と「化学」、「生物基礎」と「生物」に関しては、同じ出版社のものが採択されていると。地学基礎と地学に関しては、違う出版社のものが採択されていて、かつ、「地学基礎」に関しては、2、3年次、2年または3年次で今回新規になっているのですけれども、これはまず「地学基礎」の2、3年次の新規に関しては、これは1年で教科書を変えられたということによろしいのでしょうか。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

1年で変えるということで、そのとおりでございます。これは「地学」につきましては、今年度から理科の必修として、「物理基礎」や、「化学基礎」などという、基礎のついたものについて、3科目選択することになったという中で、当初は、今までの選択状況を見ていると、「地学」のものについては、割と「地学」をやりたくて来ている子が多かったという中で、今年度、やはり3科目選択というような、選択科目数が非常に多くなった関係で、非常に積極的な選択をしている子もいれば、この科目はやりたくないからといって、やむな「地学」に流れてくるという生徒も実際にはいるという状況があります。したがって、今年度選択しているものについては、かなり積極的な意味で「地学」として使っていくものを想定して、採択をしておったわけですがけれども、生徒の状況を

見たときに、やはり興味、関心を持てるような、そういう最新のコラムであるとか、そういうものが載っている教科書のほうが、より実態に合っているだろうということで、新たに新規ということで変えていただくということを考えております。

(森武委員)

ただいまの説明で、1年でかえられた理由はよくわかりました。

それで、次の質問なのですが、そうしますと、今回、来年の3年生が理科に関しては新課程ということで、地学のほうを新規で採択されていますけれども、この出版社と来年度新規で2、3年でやられる出版社は当然違うんですけれども、これに関しては、今年2年生で既に使用されている出版社と、この来年3年生で新規で使用される教科書会社が同じというこの理解でよろしいのですか、それとも、またそれとも違うのか、そのあたりご説明いただければと思います。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

来年度のことについて、まだ確定しているわけではないのですが、やはり基本的には今年度新規に選んでいる会社のものを基本にしながら、ベースにしながら、検討していくという形になると思います。

(森武委員)

すみません、私の質問が悪かったみたいですので改めて質問します。今年、既に2年生が使用している、去年採択した地学基礎の教科書会社と、今年の「地学」、3年次で新規で選ばれるのが同じかどうかという質問をちょっとしたかたんですけれども、そのあたりはどうなっていますでしょうか。

(北川指導主事)

昨年は啓林館の地学基礎を採択しておりますので、今年度の「地学」と同じ会社になります。

(森武委員)

そうしますと、今、2年生の方で3年生に上がる方は、啓林館で両方やられると。来年の4月に2年生で地学基礎を取られる方、あるいは3年生で初めて「地学基礎」をとられる方は、この新しい教科書になっていくということなので、来年の採択替えがどうなるかわからないのですが、そこで教科書が、例えば数研のほうに移動すれば、来年2年生の生徒にとっても、「地学基礎」と

「地学」は同じ教科書会社をとれるようになってきているというふうな理解でよろしいわけでしょうか。

(北川指導主事)

そのような理解でよろしいと思います。

(森武委員)

今ちょっと長々と質問させていただいたのは、理科の科目に興味があって、いろいろ教科書を見たのですけれども、やはり教科書会社によって書き方がかなり違ってきますので、基礎科目と、基礎が抜けた科目で教科書会社が違うと、連続して学ぶ生徒にとっては、かなりマイナスになるのかなと思ったので、「地学」が気になりました。「地学」も年度が違うので、少しわかりにくいですが、入った生徒が進級していく過程で見ると、同じ教科書会社を使われているということがよくわかりましたので、安心しました。

(三塚委員)

2ページの「日本史A」にかかわってなんですが、こちらの「選定理由書」の12ページ、13ページにまたがって、新課程と旧課程の理由書が書かれています。内容的にはほとんど同じで、1行だけしか文言が変わっていないんですね、12と13。そうすると、新課程と旧課程で「日本史A」というのは、内容は変わらないというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

(北川指導主事)

地歴の科目に関しましては、単位数、それから大きな内容というのが、特に変更されておりません。ただ、考え方として、「歴史的な見方」を養うことが強調されていますので、アプローチの仕方で若干違う部分はあるのですが、コラムや、記述内容というのは非常に似たものとなっています。

(三塚委員)

先ほど森武委員の質問にあった、理科の部分なのですが、総合高校の場合には、「化学基礎」を1年次で必修として全員に履修させて、残りの物理、生物、地学の領域から2つ必修で選択させるというようなことで、それが2年次、3年次で選択させるということをやっていると思います。そのときに、今年はちょっと先行して、2年生なのですが、化学は1年でやったからいいのですけれども、今の2年生の物理、生物、地学の基礎をとるという人数的なものというのは、その辺はどういう割合になっているか、わかればちょっと教えて

いただきたいです。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

今、ご指摘いただいたとおり、化学については、全員履修をしているということですが、**「生物基礎」**につきましては、260名強です。それから、**地学基礎**についてが140名弱、それから、**「物理基礎」**についてが120名弱というのが、今の2年生の実態でございます。

(三塚委員)

そうしますと、何か人数的には、ちょっと320を超えているような感じがするんですけども、その辺の重複している部分は、どんな理由なのでしょう。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

今お話しさせていただいたのは、2年次生の選択状況でございます。3科目中、2科目選択ということなので。

(三塚委員)

それで2つとっている。それで重複しているということですね。わかりました。

そうしましたら、次は5ページの書道のところなのですが、**「書道Ⅰ」**は教育図書で、**「書道Ⅱ」**のほうは教育出版を選定したということなのですが、ここの部分で森武委員の言うように、教科書会社が変わってくるというところ、その辺のところをちょっと含めて、どういう状況なのかをちょっとお話をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

「書道Ⅰ、Ⅱ」については、**「書道Ⅰ」**を履修した者が**「書道Ⅱ」**を選択していくという形になっておりますけれども、今までの**「書道Ⅰ」**については、出版教科書会社が違ったものを使用しておりました。同じ会社のほうが、ある意味、体裁等について、同じ形でもって履修できることのメリットはあるということですが、今までも含めて、教科書会社が変わったことによって、余り大きなデメリットがないということの中から、書道のほうでは、1年次選んだものの理由としては、内容的に余り数が多くなくて、1つのものに精査できるというようなことであるとか、あるいは印刷が非常に鮮明であるために、見やすい等の観点から、検討したものを選んでいるという。それに対して、2年になったときの教育出版ですが、これについては、やはり本校の授業の

流れを決めたときに、その流れと同じような教科書そのものが教育出版の教科書であったということ、さらに、いろんな意味で使用する教材を精査していったときに、非常に教科書とフィット感があるということの中のメリットを捉えて、あえて会社が違っておるものを採用したいということで、候補として挙げているという状況でございます。

(三塚委員)

わかりました。同じく5ページの英語のところでは2つあるのですが、54番の「コミュニケーション英語Ⅰ」の、来年新規で採択するということですが、今年度の1年生は多分、第一学習社だと思います。それが1年で教科書が変わるということがどうなのだろうか、もちろん今の1年生が2年生になれば、第一学習社で同じ教科書会社を使うということは配慮されていると思います。ですから、1年で変わる理由は何だろうかということと、それとあわせて、「英語表現Ⅰ」の部分なのですが、今の1年生は多分、第一学習社を選択していると思います。ところが、2年生になると、今度は数研に変わるということなのですが、その辺で混乱がないかどうかというのをちょっとお聞きしたいです。

(北川指導主事)

やはり1年間でかえていくということでは、慎重な検討を、教科のほうでしたというふうに聞いています。「コミュニケーション英語Ⅰ」の教科書を1年にかえるということにつきましては、今年度やってみる中で、やはり本校では教科書以外に単語強化のための副教材を併用しているところがありまして、本年度の採択した教科書では、やや英文の授業が多くて、両方並置で実施していくにはちょっと難しいところが例としてあるということで、やはり今年度よりも若干平易な英文で書かれていて、分量が少なくなっているという観点から、新たな教科書を採択候補として挙げてあるということでございます。

それから、「英語表現Ⅰ」のほうにつきましては、やはりこれも今年度実施をしてみる中で、本校はALTとのやりとりが非常に多く、その部分に時間をかなり割きたいという考えから、現行の使用している教科書であると、やはりちょっと英文の分量が多くて、なかなかALTとのやりとりに時間を割きにくいという部分がありましたので、学校の裁量を生かせる適当な分量と難易度ということを考えて、新たな教科書を候補として挙げていているというところでございます。

(三塚委員)

6ページの工業科目についてなんですが、2年次に10科目が選定、新しくさ

れているのですけれども、実際に生徒たちが履修を希望するという場合に、どのぐらい科目数が選択されるのかというあたりで、もし見通しがあればちょっと聞かせていただけませんか。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

一応 10 科目、学校としては、設置できるということで挙げてあるというところでございますが、今後、11 月頃、生徒が選んでくる中で、希望の少ないものについては授業として成立しないというところがありますので、そこについての見通しとしては、今のところ、とりあえず 10 科目選択できる余地を残して、工業科としては、やはり 10 科目設定したいという思いはあります。ただ、幾つになるかというのはちょっと今の段階では言い切れないと。

(三塚委員)

定時制の課程のほうの 9 ページのところなのですが、ここで理科の部分なのですけれども、修制科目として、昨年度は「生物基礎」をとっていたと思います。今年は「地学基礎」が加わっていると思います。そのところをちょっと、生物をやっていたもの、「生物基礎」から「地学基礎」にかわった理由みたいなものがもしわかれば教えていただきたいのですけれども。

(北川指導主事)

定時制の理科に関してなんですが、旧課程と新課程で履修する年次をかなり大きく変えています。新課程では、1 年次で「科学と人間生活」を必修にし、「地学基礎」を 3 修制の子が必修でとるようになっていきます。それから、2 年次では「生物基礎」を必修にしている、3 年次に「物理基礎」と「化学基礎」を選べるという形に、これは最終的に新課程のほうで学ぶ順番です。ただ、移行の過程で、例えば昨年度は新課程では 3 年次で履修する予定になっている「化学基礎」を 2 年次でやっているとか、移行期間の中で順番というのが変わってきているということだと思います。

(三塚委員)

商業科目にかかわってなのですが、新規に「ビジネス基礎」と「マーケティング」のほうがあるのですけれども、従来にあった「簿記」がなくなっています。なくなった理由を教えてくださいたいのですが。

(北川指導主事)

これも定時制の教育課程を組みかえる中で決めてきているのですが、平成 24

年度入学生、旧課程の入学生は2年次で「簿記」を履修しています。平成25年度、新課程のほうからは3年次で「簿記」を履修することになりますので、空白の1年間というか、たまたま次年度だけ「簿記」が開校されないという状況です。

同様に、「日本史A」についても、今年度は定時制のほうで選定はないのですが、これも同じ理由です。

(森武委員)

先ほどの三塚委員の質問の中で、定時制の理科のお話なのですが、その三塚委員に対する答弁の中で、新課程と旧課程で履修の時期を変えているというのはよくわかったのですが、今、これを見ますと、例えば化学基礎というのは、恐らく新課程の中で、新課程では1年目、2年でやったのを、3年生に変えるとか、何か新課程の生徒の中でも履修時期を変えているような気がするのですが、そのあたりは変わっている認識でよろしいのでしょうか。

(北川指導主事)

そのような認識で結構だと思います。理数教科が1年先行しているということで、平成24年度入学生からになっているので、このあたりの履修のさせ方というのはかなり複雑になっていまして、新課程の中でも、理数に関しては履修する場所が変わっているということでございます。

(森武委員)

そうしますと、例えば「化学基礎」に絞って、ちょっとお伺いしたいのですが、
「化学基礎」、9ページの17番ですと、3年次で継続ということで、今、多分、ご説明では2年生でもう既に習っているというような説明だったと思うのですが、そうすると、2年生が3年生に当然上がるわけですから、来年は開校しないということになるのでしょうか。

(北川指導主事)

本来ですと、必履修で、ここでは2年次ということになるのですが、必履修の科目ですので、ここをうまく履修できなかった場合に、改めて機会を設けるという意味で、3年次の選択科目の中に、実は置かれております。ですので、必履修としては、次年度の「化学」はないので、2年で履修もないのですが、3年の選択科目で履修しようということになっております。

(森武委員)

そうしますと、この17番に関しては、今回の採択においては、ある意味再履修対策というか、一度履修したけれども、とれなかった人向きの科目であって、来年度以降については、3年生でやっていくから、来年度というか、27年度に3年生になる人からは、3年次に選択に移行するという理解でよろしいわけですか。

(北川指導主事)

そのとおりでございます。

(齋藤委員)

日本史のA、3ページの12番なのですが、「日本史A」でちょっととても細かいこととお伺いして申し訳ないのですが、この「選定理由書」の文言についてです。これをお書きになった方でないとわからないかもしれないのですが、この分厚い資料の12ページなのですが、そこの記述表記のところの「明確さ、簡潔さ」でちょっと気になるのですが、「決められた分量の中で誤解を生まないように簡潔に記述がされている」、この「誤解を生まないように」というのをわざわざお書きになったのは、その前の「世界史B」なんかですと、文章記述は簡潔かつ明確でわかりやすいという、これはわかるのですが、これに比べて二本市のこの記述は、何か特段の意味があって書かれているのか、それとも、別にそんなに深い意味はなくて、ただ、簡潔だということなのか、13ページと両方「日本史A」で、同じ記述なのですが、何か意味があるかどうか、おわかりでしょうか。

(北川指導主事)

正確なところは存じ上げないのですが、いろいろな記載をたくさん書くことによって、かえってわかりにくくなってしまうというところがあります。踏み込んだ表現ではなくて、シンプルな表現になっているというふうに捉えております。

(齋藤委員)

では表現上の問題ということですね。

もう一つ、日本史に入るのか、何の科目に入るのかわからないのですが、新課程の教科書で、「日本史A」、つまり、12、13番が余り内容的に変わらないというお話だったのですが、例えば震災とか原発とか、そういうごくごく新しい記述というのは、新課程のほうに反映されているとか、そういうことは

あるのでしょうか。科目はあるいは日本史ではなくて、「現代社会」とかそういうことかもしれませんが。

(北川指導主事)

震災や原発の記述ということなのですが、今回、検定を通った教科書は、ほぼ全ての教科書で震災、原発について扱われております。具体的には、社会に限らず、「数学」と「保健体育」と「情報」には記載がないようなのですが、それ以外の教科については132点、47%の教科書に記載が何らかの形であったということで、昨年までに検定を終えた教科書と比べると、10%近く増えています。ただ、記載方法については、差がすごくありまして、踏み込んだ内容ではなくて、事実を淡々と書いているものもあれば、中にはハザードマップを記載していたり、あと釜石市の防災教育なんかを取り上げたりとか、エネルギー問題と関連づけているような教科書もあります。

(森武委員)

1点だけすみません。教科書の採択と直接関係ないのですけれども、例えば最初のほうの質問のときに、旧課程の3年次では、例えば再履修のために教科書を今回採択するという事なんですけれども、これは例えば同じ科目名で再履修の方ってそんなに数はいないと思うのですけれども、そういう人が発生した場合というのは、同じ科目名であっても、新課程と旧課程は別に授業をしないといけないということによろしいのでしょうか。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

本来でしたらば、そういう形になるのでしょうかけれども、なかなかやはり物理的に難しいものがありますので、基本的には新課程の中で、新課程の教科書を使って授業をしながら、ただ、旧について必要があれば、必要があればというのは、旧で扱わなければならないもの、新にないものについては、その分だけ、その子たちに対する何かを補った形でもって授業をすることで、同じ授業の中で授業をすることは可能であるというふうな検討を受けていますので、基本的には別々の講座というものを開設することはないということになっております。

(永妻委員)

確認と、それから、今、いろいろ各委員からご意見が出たので、私も同様の思いをしているところもあるものですから、今後に向けて、改善すべきところというのが幾つか見受けられましたので、その点について、今後の取り組みを

含めて、お話しさせていただきたいと思います。

今年から、教科用図書の採択検討委員会ということで、新たに体制も整えたところがございますけれども、やはり今回やってみて、専門部会の中で、それぞれご審議いただいた、その結果が形としては検討委員会に上がり、そこから答申を受けて、この「選定理由書」なるものに形が整って出てきたというところがございますけれども、森武委員からもご指摘があったように、やはりそういう意味ではこの「選定理由書」をもう少し整えなければいけない部分があるかなと思いました。

各委員からご意見をいただいている、この選定理由のところ、ここではほとんどの記述が教科書についてのいろいろ評価される点、記述の面になっておりますけれども、その背景となるものに、例えば今年は旧と新課程がいろいろあるので、ちょっとこの表記の中でもなかなか表現が難しいところもありますけれども、例えば1年で教科書会社がかわったとか、そういった、あえてやはりここの中で記述して、なぜこれを選んだのかというところがわかるような、この「選定理由書」のところを少しボリュームを増やすような工夫というのが一つ必要かなと思いました。

それから、齋藤委員からご指摘があったように、ちょっと気になる表現というのがやっぱり見受けられるところがあって、一部の教科の選定理由の中にも、私が気になったのは、標準の授業時間数内での指導を意識しての用語の精選がされて、分量も適当であるということなのですけれども、そうすると、これはどう解釈したらいいのかな。ほかの教科書には別にそういうことはないのですけれども、特定の教科書に限って言えば、標準授業時間数内での指導を意識してというところがあったのですけれども、これは選定理由として果たしてふさわしいのかなというところを感じたところです。そういう部分では、この選定理由のところの工夫というのは、やはり今、いろいろご質問が出た部分の大部分、ここで工夫すると改善されるのかなと思います。

それと、あと冒頭に森武委員からお話があった、神奈川県と横須賀市の教育委員会で作った調査研究の結果、これもやはり参考にすると、「選定理由書」のほうも随分改善できるのかなと思ひまして、重なる部分がありますので、そんなことを思いましたので、次に向けて、いろいろご意見いただいた部分を改善しながらと思います。

私が確認したかった、先ほどの標準授業時間数内で、これはどう解釈したらいいのかなというのと、適当かどうかという部分、お答えいただけたらと思うのですけれども、よろしいですか。

(北川指導主事)

標準時数以内でという部分は、教科や科目によっても違いがあるので、一概には言えない部分もあるかなと思うのですが、例えば「地理・歴史」、「公民」で申しますと、標準単位というのが、大きく2単位、4単位に分かれていると思います。4単位というのは、1週間に4時間の授業をやるという状況です。1週間に4時間というと、中学校3年生の社会科と同じ量になるのですが、教科書に書かれている用語数は倍以上です。なので、順番に教科書、最初から丁寧にやっていたのでは、最後までなかなか終わりにくい。実際の標準時間にプラスをしてもよいという規定もあります。ただ、標準時間内に教科書の最後まで終わるようなカリキュラムを組むと、この教科書だと、ちょっと分量が多過ぎるので、もともと分量が少ない、それでいて、よくまとまっている教科書を選定しましたという、そういう意味ではないかと捉えています。

(永妻委員)

そういう意味であればわかるのですがけれども、何か勝手に解釈してしまいますと、ほかの教科についても、そういうことというのは、どうなるのかなという部分がありましたので。ありがとうございます。

(三浦委員長)

採択原案検討委員会委員長から報告のありました候補本の他に、委員の皆様の中で、採択候補として審議したい教科書はありませんか。

(各委員)

推薦なし

討論なく、採決の結果、議案第45号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第46号『平成26年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書採択について』

委員長 議題とすることを宣言

(三浦委員長)

審議に入る前に教科用図書採択検討委員会委員長より検討の経過に対する説明を求めたいと思います。

(中山教科用図書採択検討委員会委員長)

先ほどからお話しさせていただいているとおり、検討委員会のほうは部会から出てきたものについて、それぞれの審査が適正であったかというものを調査しているというところがございます。したがって、今回、中身の部分については、菊池部会長のほうからご報告をさせていただきます。

(菊池教科用図書採択検討委員会特別支援教育部会長)

特別支援教育におきましては、特別支援学校のろう学校と養護学校、小学校、中学校の特別支援学級があります。これらにつきまして、児童・生徒の実態に応じて、教科書を選んでいきます。

対象となる本は、検定本、文部科学省で定めております著作本、学校教育法附則第9条で規定されている一般図書の3種類で、この中から採択することができます。したがって、対象となる本が大変多いこととなります。

第1回調査事務委員会を6月5日に開催し、方針などについて確認しました。その後の調査作業についてですが、ろう学校、養護学校、そして小学校、中学校における特別支援学級では、それぞれの調査委員を中心に丹念に調査評価をしております。保護者、市民代表を加えた7月19日の採択検討委員会において、広く多くのご意見をいただき、熱心な審議の上、原案を作成いたしました。

内容ですが、ろう学校高等部用検定本42冊、ろう学校小・中学部用著作本10冊、ろう学校・養護学校及び小中学校特別支援学級用著作本15冊、ろう学校用附則9条本20冊、養護学校用附則9条本86冊、小学校特別支援学級用附則9条本58冊、中学校特別支援学級用附則9条本99冊、検定本については、小学校、中学校で採択されたものを使用いたします。

以上、別紙のとおり答申いたします。

(三浦委員長)

それでは、議案の説明をお願いいたします。

(教育指導課長)

議案第46号「平成26年度使用特別支援学校及び特別支援学級教科用図書の採択について」、ご説明いたします。

特別支援学校、学級については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号、義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同法施行令第14条及び学校教育法附則第9条の規定に基づき採択するものです。

無償措置の対象となる特別支援学校における小・中学部及び特別支援学級にあっては、小・中学校教科用図書、特別支援学校教科書目録に記載されている教科書、学校教育法附則第9条の規定による一般図書が給付の対象となります。

また、無償措置の対象外の高等部においては、高等学校用教科書目録に記載されている教科書を使用することになります。

学校教育法附則第9条の規定による一般図書につきましては、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知を参考にして、児童・生徒の障害の状況に最もふさわしい内容であることや、系統的に編集されていること、使用上、適切な体裁であること、高額すぎないことなどの事項を留意して、採択すること。並びに採択した図書が完全に給付される見込みがあることなどに留意する必要があります。教科用図書調査事務局の支援教育学校、学級の調査部会では、検定本、著作本、一般図書について、調査研究を行い、まとめました。

その結果を受けて、教科用図書採択検討委員会において、検討、審議し、答申をいただきました。

その答申に基づき、教育委員会事務局において作成したものがお手元にある議案でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(三浦委員長)

特別支援教育につきましては、児童・生徒一人一人の実態に応じて選んでいるため、大変多い冊数の教科用図書の採択一覧が議案として提出されております。

審議は全教科一括で行いたいと思います。なお、委員の皆様の中で採択候補として審議したい教科用図書がある場合には、その教科について審議及び採決を区分して行いたいと思いますけれども、委員の皆様いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし

(三浦委員長)

それでは審議は一括とし、ほかに採択候補がある場合には、その教科は区分して審議することとします。

教科用図書採択検討委員会部会長の説明及び教育指導課長からの説明について、質問はございますでしょうか。

(三塚委員)

幾つか質問がありますが、今年は各小学校、中学校などの特別支援学級で使

いたいという、それが一覧表として、採択希望一覧表として初めて提示していただいて、各学校の状況が大変よくわかりました。その中で、著作本あるいは第9条本を使用しない学校が、小学校で意外と多いというふうに私は感じたんですが、そうすると、やはり検定本を使って授業をやっているのかなというのがあるのですね。ですから、その辺で著作本や第9条本を使わなくても授業ができていたというようなことで、確認させてもらってよろしいでしょうか。

(品田指導主事)

今、おっしゃっていただいたとおりでございます。特に小学校の場合は、交流及び共同学習に行くお子さんがとても多いので、交流及び共同学習に行く場合はやはり検定本を使うことが多くなりますので、検定本のほうを採択しているお子さんが多くなります。

中学校の場合も、もちろん交流及び共同学習に出るお子さんがおりますので、その場合には検定本を持っていきますので、小学校のほうで特に希望なしの採択が多いのは、そのような状況になっております。

(三塚委員)

その中身で、このような第9条本の中で、今年初めてドリル的なものの展示を見たのですが、各学校でも、ドリルやワーク的なものを第9条本で希望を出している学校は幾つかあったと思うんですね。それとあわせて、やはり個人負担でワークとかドリルを買っている学級もあるのではないかなと思いますけれども、その辺は明確に何か調査をしているとか何かでわかるのでしょうか。

(品田指導主事)

現在のところ、明確な調査というものは行っておりませんが、教材費が各学級にありますので、そちらのほうでドリル形式のものを買って、クラスで著作権にかかわらない程度で使用する形もありますし、あとドリルを採択しているお子さんについては、例えば見たり、聞いたり、読んだりというだけではなかなか理解できないお子さんに関しては、ドリルの形を採択して、使っていこうというような形でドリルをとっています。ですので、自費負担で買っているお子さんもいるかと思いますが、詳しいところまでは調査はしておりません。

(三塚委員)

それでは、ただし書き的な文言の部分でちょっとお聞きしたいんですが、例えば7ページのところに、特別支援学校用教科書目録に掲載されている教科書一括採択というような、ただし書き、米印がついているのと、それから、9ペ

ージのところ、ここはろう学校の第9条本のところで、一般図書一覧に掲載されている図書及び本市採択の小・中学校用検定本（下学年使用）を一括採択する。それから、同様に15ページにも書いてあって、これは養護学校の第9条本、それから、同様に行って、19ページ、これは小学校の特別支援学級での部分、それから、一番最後のページのところ、中学校の特別支援学級のところに書いてあるのですが、本来はそういうただし書きではなくて、採択ですから、行を起こすとか何かで、もっとはっきりと明示すべき内容ではないかなというふうに思うのですが、その辺は、従来もこういう形で来てしまっているのですが、ちょっとわかりにくいかなというふうに思うのですが、その辺はどういうふうに考えられているのでしょうか。

（支援教育課長）

ご指摘のとおりでございまして、従来はこのような形になっているところで、今年度もこのような形になっている、このような形で記載をさせていただいたのですが、今後につきましては、ご指摘いただいたことを重く受けとめまして、わかりやすい記載ということを行ってまいりたいというふうに思います。

（三塚委員）

では、よろしく願いいたします。

4ページのろう学校の高等部の英語会話の採択にかかわってなのですが、履修する学年は1年と2年生で使用しますというふうに伺っているのですが、具体的には、その英会話の授業をどのように進めているのか、ちょっと教えていただきたいです。

（品田指導主事）

ろう学校のお子さんたちはやはり耳で全部聞き取るのが難しいのですけれども、少ない人数ですので、みんなの口、顔が見合えるような形で授業を行っております。その中で、口径と補聴器で拾える音で拾っていく、または筆談もたまには取り入れながら、英会話のほうの授業を行っております。

また、ろう学校のお子さんたち、日本語のほうも日々発声等の訓練を行っておりますので、それと同じ形も行っております。教師ののどをさわって、音、発声の部分の震えを感じたりですとか、舌の動きです。そのあたりも見ながら、発声練習を行っております。

（三塚委員）

7ページのところなのですが、ここは文部科学省の著作本ということで、採択の提案があるのですけれども、去年は社会と理科も採択があったと思います。それで、去年の説明ですと、それは点字用ですという説明を多分、受けた記憶があります。今年それがありません。このまま採択してしまっているのかどうか、もうちょっとお聞きしたいのですけれども。

(支援教育課長)

昨年のお子さんは、現在6年生に在籍をしております、このお子さんなんですけど、次年度につきましては、横須賀市の学校ではなく、他市町村の学校に進学することが既に決定しております。そのことがございましたので、今回はこのような記載で進めております。

(森武委員)

ろう学校の数学と理科について教えていただきたいのですけれども、総合高校のほうは、既に先行実施ということで、新課程が今の2年生まで、来年3年生まで新課程なのですけれども、ろう学校のほうの教科書を見ますと、少しそれと様子が違うような感じもするので、そのあたりどうなっているか、ご説明いただけますでしょうか。

例えば3ページの17番とか、18番というのは、2、3年次で使用される、先ほどの説明では、2年と3年で使用されるということなのですけれども、これが例えば新規になっている理由とか、あと4ページで言いますと、以下の物理、化学、生物、地学の全て基礎科目、これが2、3年次であるにもかかわらず、新規になっているということで、そのあたりがちょっとどうなっているのかと思ってお聞きしました。

(品田指導主事)

在籍しているお子さんが、2年生がおりませんでしたので、新規になっております。

(森武委員)

2年生がおられなかったもので、今、1年生が多分おられて、来年2年に上がるということなのかなと思ったのですけれども、そうしますと、例えばこの物理とか化学とか生物の3年次新規というのは、その理論でいくと、今年は採択しなくていいということになってしまうのですけれども、そのあたり、どういう整理をされているか、ご説明いただけますでしょうか。

(品田指導主事)

現在の学校、子どもがいない学年があるのですけれども、これから先、転入する可能性もあるということも踏まえて検討しております。

(森武委員)

そうしますと、昨年度は転入する可能性は考慮できずに、学年にいなかったから、採択しなかったんですけれども、今度の採択については、今、在籍している学年がいる、いないにかかわらず、きっちり採択していこうという形で、少し採択の考え方を換えられたという理解でよろしいのでしょうか。

(品田指導主事)

そのとおりでございます。

(森武委員)

わかりました。ありがとうございます。

(齋藤委員)

そうしますと、先ほどの三塚先生のご質問とも関係あるんですが、7ページですが、ここで社会とか理科がないのは、該当する可能性のある生徒さんが他市町村に出るからだ。そうすると、転入するという可能性はないんですか。これはやっておかなくてよろしいのでしょうか。

(支援教育課長)

確かにそこまで考えればそのとおりなのですが、私どもも現在の市外の状況、あるいは近隣市町村からの転入の状況等についても勘案している段階では、その可能性はまずないであろうというところで考えていますので、今回はそういう形にさせていただいたんですが、ただ、限りなく可能性を追求するというのであれば、ここだけではなくて、全ての市町村になってしまいますので、そのあたりは、私どもといたしましては、可能性のあるところに関してはというところで、考えさせていただいております。

(齋藤委員)

くどくて申し訳ございません。先ほどのろう学校高等部の場合は、今、学年がないけれども、転入することを想定してということだったのですが、そのろう学校のほうはある程度可能性があるということなのでございますか。

(支援教育課長)

高等部に関しましては、年齢も大変高くなりますので、かなり遠方からということが考えられます。小・中の場合については、その教育でやる部分は、少なくなりますし、また、一括採択という形もとらせていただいていますので、その中で、もし該当するお子さん、あるいはそういう状態に近いお子さんがいた場合については、その中で対応ができるというふうに考えています。

(齋藤委員)

なお、今までのいろんな組織とかも含めて、やはり原則をきちんとお立てになったほうがいいと思います。例えば、こんなことはないと思いますけれども、例えばまた原発事故みたいなことがあって、想定外のところから人が移ってくるということだってないとは言えないわけなので、そういう限りなくゼロに近いのはもうやめるとか、それとも、そこまで含むのか、やっぱりちょっと原則をお立てになったほうがいいかなと思いました。

(三塚委員)

19 ページに係る案件なのですが、小学校からの希望を集約したものだと思いますが、この第9条本の中で、生活科と家庭科にかかわる第9条本はないのですけれども、特になくてもよろしいかどうかをちょっとお聞きしたいです。

(品田指導主事)

小学校の生活と家庭科につきましては、ほとんどのお子さんが交流に出ることが多くなっておりますので、図書よりも検定本をとっているお子さんが多いというところで、ここには載っていないことになっております。

(三塚委員)

わかりました。それともう一点、さっき聞けばよろしかったのですが、それぞれの、特別支援学校の学級でも、小・中学校の検定本を下学年で使用するという状況がありましたので、それを一括採択すると。それで、第9条本のほうのところには、下学年使用の希望は全くないんですね。その辺は委員会として、どういうふうに学校のほうには指導されているのかちょっと聞きたいんですね。つまり、5年生、6年生が3年生、2年生の教科書を使うという場合には、その使うものは、第9条本扱いということだと思います。ここで一括採択しますよということ。当然第9条本になるので、第9条本を使いますよというところに、各学校から、それが上がってはいないんですね。その辺はどういうふうに、委員会のほうから指導されているのか、その辺の、例えば5年生、

6年生が3年生の教科書を希望しているという場合には、どういうふうに委員会のほうで扱っているのか、希望が来ているのではないかと思いますけれども。

(品田指導主事)

下学年の教科書に関しましては、市で一括採択しております検定本を使うよう指導はしております。ですので、それを上げてくるときに、下学年の教科書を使うとき、それも上げてくると、先生方の書類が煩雑になりますので、この採択の場合には、上げてもらっていないのですけれども、実際に需要数報告などの書類を出していくときには、下学年の冊数などもこちらのほうで把握させていただいております。

(三塚委員)

わかりました。では需要数の報告の中に出てくるということですね。

(品田指導主事)

はい。

(森武委員)

今のご質問に関するところで1点確認なんですけれども、小学校、例えば6年生が下学年の4年生、5年生のものを使うというのは、これで読めるのですけれども、例えば中学生、中学校に行った方が、例えば中学1年生が小学校の高学年のものを使いたいという場合は、これは中に、下学年というところに、中学から小学校をまたいでも、下学年という理解で書かれているというのでよろしいでしょうか。

(品田指導主事)

そのとおりで、中学校の場合も、下学年、小学校のものも使っています。

(永妻委員)

冒頭、三塚委員からもお話があった、この中で米印の部分の記載でございます。この内容は確かにこういった形での記載というよりは、議案そのものだと考えておまして、これまでこういう形式でやってまいりましたけれども、本来であれば、議案第46号なら46号の議案部分にきちんと明確にうたわなければいけない内容だと思いますので、本日のこの定例会の中では、このような形でやらせていただきますけれども、以後、ここにつきましては、この議案書の中に盛り込んだ形でご議決いただくような方向に持っていきたいと思っております。

ます。その点を委員の皆様のご了解をいただいた上で、この次からは体裁を整えさせていただきます。

それから、あと区分けでございます。いろいろお聞きしてきた中で、やはり特別支援学級と特別支援学校というのは、これは今、一緒に議案の中で採択でございますけれども、ここについても、このような区分けでいいのか、小学校、中学校の中でその部分を一緒に審議する方法というのも一つあるのかなと少し思います。そこについても、事務局として検討させていただき、より適切な方向で議案として提案できるようにさせていただければと思っております。そうなりますと、また採択の検討委員会のほうの部会の持たせ方が少し違ってきてしまいますので、その影響も考えなければいけませんので、そこは預からせていただきたいと思っております。

私のほうからあと1点、菊池専門部会長さんに、検討委員会の中には保護者代表の方が含まれているかと思うんですが、どのようなお立場の方でいらっしゃるのか、そしてまた、教科書採択に当たって、今回、どのようなご意見をお持ちになっていたかお聞かせいただきたいと思っております。もし保護者の方が養護学校、ろう学校に通っていらっしゃる方の保護者であれば、多分、支援教育に対して、教科書を通して、大変思いが強いと思うんです。そのあたりがどのようなご発言があったのか聞かせていただければと思っております。よろしく願います。

(菊池教科用図書採択検討委員会特別支援教育専門部会長)

保護者は、ろう学校にお子さんが在籍している保護者というふうに聞いております。発言の中で、特別支援学校及び特別支援学級の教科書等がこういう形できちんと子ども一人一人に合ったもの選ばれているということで、ほっとしましたというような発言があったのを記憶しております。さらに、検定本、第9条本、著作本の中から、子どもたち一人一人に合ったものを、やはり保護者の意向を酌んで本を選んでいかなければいけないなということ、私としては強く感じました。

(永妻委員)

ありがとうございます。子ども一人一人に合ったよりよいものを選んでいただけるように、願います。

(三塚委員)

ちょっと全体にかかわる部分なのですが、特別支援学級とか、特別支援学校で、教育用のタブレットを使っただけの成果というのが、あちらこちらでいろいろ

報告があるかと思えます。今後、横須賀市でも、それらの導入に向けて、何か検討するとか、あるいは研究するとかという、そういうところはどうなっているのだろうかというのと、2点目は、デジタル教科書とか教材の対応についてなんですが、今現在、どのように検討されているかをちょっとお教えいただければありがたいです。今後の見通しも含めてお願いできればと思います。

(教育研究所長)

デジタル教科書ないしデジタル型の端末に関しましては、文部科学省のほうから2020年までの間に1人1台のタブレットと、デジタル環境を整備するようという指針が出されております。それに向けて、教育研究所を中心に教育指導課、支援教育課と協議しながら、検討していくというところでございます。

ただ、全国的な状況を我々としても調査していますがけれども、まだまだタブレット型端末に関しては、ほとんど導入されていないというような研究途上の段階ですし、また、デジタル型の教科書に関しても、出てきたばかりですので、先進的なところは国のほうからの支援をもらって、研究している段階ですので、今後も、国の動向に注意を払い、他市町と情報交換しながら、本市においても検討を進めていかなければならないと感じております。

(森武委員)

先ほどの教育長からのお話のところに関するのですがけれども、今、支援教育課長の一番最初の説明と、あと専門部会長のお話をお聞きして、特別支援学校においては、小学校、中学校の検定本に関しては、枠組みとしては、小・中で、一般の小・中で使われている教科書と違うものも使える可能性はあります。ただ、専門部会で審議された結果、同じものを使うということで結論されたということでしたので、可能性があるけれども、同じものを使っているということであれば、教育長がおっしゃったように、この議案の中に、しっかりと検定本はこれを使いますという形を明確にしていってほしいと思います。ぜひそのあたり、よろしく願いいたします。

(学校教育部長)

本日、いろいろなご指摘を受けた部分、次年度の採択に向けて、しっかりと取り入れていきたいと思っておりますので、検討させていただきます。

(三浦委員長)

採択原案検討委員会委員長から報告のありました候補本のほかに、委員の皆様の中で、採択候補として審議したい教科書はありませんか。

(各委員)
推薦なし

(永妻委員)

では、採決に当たって、先ほど申し上げましたような形で今回は記載のほう
が、欄外に米印というような形になっておりますが、これを議案の本紙の中に
含めた形での採決で各委員の皆様にはお願いしたいと思っておりますので、お含みお
きいただきよろしくお願ひしたいと思ひます。

討論なく、採決の結果、議案第 46 号は、「総員挙手」をもって、原案どおり
可決・確定する。

(三浦委員長)

教科用図書採択検討委員会の委員の皆様をはじめ、関係者の皆様には、大変
な御苦勞をおかけしたと思ひます。どうもありがとうございました。

(教科用図書採択検討委員会委員長、部会長、関係指導主事は退席)

(理事者報告なし)

(齋藤委員)

先ほどの教科書の話なのですが、高等学校の場合、たくさん科目があるので
すが、大体 1 人当たり何冊ぐらいお買ひになる、経済的にはどれぐらいか、お
わかりでござひますか。

(教育指導課長)

総合高校の教科書の冊数等ですけれども、それぞれの子もたちが選択する
教科がまちまちですので、1 冊だけで済んでしまう子もいるというふうにも聞
いておりますし、1 冊が 8,000 円ぐらいになってしまうというような、高い教
科書もありますので、それぞれの子もたちの選択する教科、あるいはそこで
使う教科用図書の部分で違いが大きくあるというふうには聞いております。

7 閉会及び散会の時刻

平成 25 年 8 月 7 日 (水) 午前 11 時 20 分

横須賀市教育委員会
委員長 三浦 溥太郎